

議案第 4 1 号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市市税条例等の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 6 月 7 日 提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例

(宇治市市税条例の一部改正)

第1条 宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「市民税」を「、市民税」に、「よつて」を「より」に改め、同項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第27条中第7項を第8項とし、第5項及び第6項を1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第28条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に、「ならない者」を「ならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」に、「同項の」を「同法第203条

の6第1項に規定する」に、「最初に同項に規定する」を「最初に」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第29条第1項中「よつて」を「より」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第4条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

第5条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第6条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第9条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第9条の2の見出しを「(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「、平成31年度分又は平成32年度分」を「、令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「、平成32年度分」を「、令和2年度分」に改める。

附則第10条の前の見出し及び同条、第11条、第12条(見出しを含む。)、第15条、第18条の前の見出し及び同条、第18条の2、第19条(見出しを含む。)並びに第20条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第21条の2に次の3項を加える。

2 京都府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第4

46条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 京都府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第21条の4の規定により読み替えられた第87条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第21条の2を附則第21条の2の2とし、附則第21条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第21条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において

準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第21条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第87条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第21条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第87条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第21条の7の表以外の部分中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に、「指定」を「指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円

	5, 000円	3, 800円
--	---------	---------

附則第21条の8の見出し及び同条第1項中「賦課徴収」を「種別割の賦課徴収」に改め、同条第2項中「額について」を「種別割の額について」に、「に関する」を「の種別割に関する」に改め、同条第3項中「額は」を「種別割の額は」に改め、同条第4項を削る。

附則第22条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第26条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第28条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 宇治市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第21条の7第1項の表以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第21条の8第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 宇治市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年宇治市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の2のうち、宇治市市税条例附則第21条の2第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18

年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、同条例附則第21条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第21条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」を「については、当分の間」に改める。

附則第1条各号列記以外の部分中「、平成31年10月1日」を「、令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第3項中「、平成32年度」を「、令和2年度」に、「、平成31年度分」を「、令和元年度分」に改める。

（宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 宇治市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年宇治市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、宇治市市税条例第44条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」を「次項及び第12項」に改め、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「、法」を「、申告書記載事項が法」に改め、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しな

い。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は、適用しな

い。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「、平成31年度」を「、令和元年度」に改め、同条第2項中「、平成33年度」を「、令和3年度」に、「、平成32年度分」を「、令和2年度分」に改め、同条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項前段中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「、平成33年3月31日」を「、令和3年3月31日」に改め、同条第4項の表以外の部分及び第5項前段中「32年新条例」を「令和2年新条例」に改める。

附則第10条第1項前段中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「、平成34年3月31日」を「、令和4年3月31日」に改め、同条第4項の表以外の部分及び第5項前段中「33年新条例」を「令和3年新条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中宇治市市税条例第27条中第7項を第8項とし、第5項及び第6項を1項ずつ繰り下げ、第4項の次に1項を加える改正規定及び第28条の2から第29条までの改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第1条中宇治市市税条例第14条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第27条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 令和2年新条例第28条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき宇治市市税条例第27条第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第28条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 令和2年新条例第28条の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除

く。) について提出する令和 2 年新条例第 28 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例第 14 条第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。) の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例 (以下「令和元年 10 月新条例」という。) の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年 10 月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第 5 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。